

少年法ゼミ(高内先生クラス)個別レポート

## 年代別に見る少年犯罪の傾向とその背景

國學院大學法学部法律学科 4 年

201031 山崎初花

### 目次

1. はじめに一問題提起
2. 各年代の少年犯罪ピーク時期について
3. 各ピーク時期における犯罪傾向とその背景
4. 現在の犯罪傾向とその背景
5. 少年の犯罪傾向とその背景についての自説
6. まとめ

### 1. 問題提起

去年のゼミでも同テーマについてレポートを提出した。その頃流行っていた『東京卍リベンジャーズ』という少年漫画に影響を受けたであろう不良少年たちを街で見かけたのがきっかけだった。少年非行にも様々な種類がある。暴走族という言葉は今でも有名だが、現代においてはあまり見る機会がない。しかし、暴走族が流行っていた時期もあるため、少年犯罪にもそれぞれの年代における流行とその背景があるのではないかと思ったことが理由で去年はこのテーマに設定した。前回のレポートでは社会問題と少年非行の傾向を結びつけることはできたが、直接的因果関係が解明できていないもしくは分かりにくい部分もあった。詳しくは後に説明するが、昭和 26 年が敗戦の影響で経済的困窮に陥り、少年の窃盗が増えたことは想像に容易い直接的因果関係といえる。しかし昭和 39 年や平成の少年非行の一時的増加については、社会問題と少年犯罪がどのように結びついていたのかが分かりにくかった。そのため、今年はその点についてさらなる原因を追究するとともに、現在の少年犯罪についても検討する。

### 2. 各年代の少年犯罪ピーク時期について

日本の少年犯罪のピーク時期は主に 3 つの時期に分けられ、「少年非行の第 3 の波」などと呼ばれることが多い。昭和 26 年(1951 年)、昭和 39 年(1965 年)、昭和 58 年(1983)の 3 つのピークを表している。第 3 波以降少年非行は減少傾向にあったが、平成 8 年～10 年と間 2 年を中抜きした平成 13 年～15 年はそれ以前の減少傾向を逸脱した増加が見られた。この平成の一時的増加以降は全体的に減少しており、令和 4 年における検挙人員(刑法犯、

危険運転致死傷・過失運転致死傷等の総数)は 29,897 人<sup>1</sup>である。令和 3 年における検挙人員は戦後最小を更新する 29,802 人<sup>2</sup>であり、前年に比べ 95 人増加している。人口比を見ても令和 3 年よりも増加していることが分かる。後の 3 章では、昭和の第 3 の波と平成の一時的増加の 4 つの年代について検討する。

### 3. 各ピーク時期における犯罪傾向とその背景

#### ① 第 1 波(昭和 26 年)：検挙人員 16 万 6,433 人

この時期における少年犯罪の傾向としては、第二次世界大戦終了後から 1955 年までの窃盗罪や強盗罪のような財産犯を中心とした非行が見られる。この背景には第二次世界大戦が大きく影響している。終戦直後、敗戦による家族生活の崩壊、社会秩序の乱れや道徳的退廃、社会的混乱や経済的困窮が関係<sup>3</sup>しており、少年のみならず成人の刑法犯も激増した。戦後の経済的混乱の象徴である「配給」、「食糧買い出し」、「闇市」といった言葉が表すように、生活に困窮したことによる「食べるための犯罪」が横行していた。そのため、この時代の非行は「生活型非行」ともいわれている。

また、この敗戦直後の 1947 年から 1949 年の間には 800 万人以上の人が生まれた。この第一次ベビーブームに生まれた世代を「団塊の世代」と呼び、後の犯罪ピーク時でも重要な意味を持つ。

#### ② 第 2 波(昭和 39 年)：検挙人員 23 万 8,830 人

昭和 30 年代後半から 40 年代初期に至る第 2 波は、性犯罪、粗暴犯等の多発を中心としている。この時期における強盗罪と殺人罪の増加が少年だけに見られることが特徴的だ<sup>4</sup>。この背景には経済成長が存在する。経済成長に伴う都市化・核家族化や、高度成長過程における工業化、都市化等の急激な社会変動に伴う社会的葛藤の増大<sup>1</sup>が問題になり始めた。こうした社会の変化に対応できなかった少年らによる凶悪犯、粗暴犯が多発した時期である。また、前田は「60 年前後に 14 歳から 19 歳となる昭和 10 年代後半生まれの『戦中派』と 20 年代初期生まれの『団塊前期』の世代が、凶悪犯、粗暴犯という重大犯罪を少年時代に最も高い率で犯した世代なのである。そして、犯罪少年達が終戦前後に生まれて昭和 20 年代に規範が形成されたとい

---

<sup>1</sup> 「令和 5 年版犯罪白書」(法務省) <[001407764.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001407764.pdf)> 【2024 年 1 月 18 日閲覧】

<sup>2</sup> 「令和 4 年版犯罪白書」(法務省) <[001387344.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001387344.pdf)> 【2024 年 1 月 18 日閲覧】

<sup>3</sup> 「昭和 52 年版犯罪白書」(法務省) <[昭和 52 年版 犯罪白書 第 3 編/第 1 章/第 1 節/1 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001387344.pdf)> 【2024 年 1 月 18 日閲覧】

<sup>4</sup> 前田雅英『少年犯罪—統計からみたその実像—』(東京大学出版会、2000 年)72 頁。

うことが重要な意味を持っている」と指摘している<sup>5</sup>。昭和 39 年における少年の年齢を 14～19 歳だと仮定すると、昭和 26 年における彼らの年齢は 1～6 歳に値する。先に述べた第一次ベビーブームに生まれた団塊世代であり、実際に幼少期を戦中・戦後の困難な時代で過ごして成長したことがわかる。

③ 第 3 波(昭和 58 年)：検挙人員 31 万 7,438 人

この時代は、オイルショック等により経済環境に大きな変化があり、「受験戦争」という言葉が生まれるなど、価値観の多様化が進んで経済的に豊かになった時代である。しかしその一方で、少年非行が低年齢化し、「遊び型非行」といわれる初発型非行が増加した時期である。窃盗犯が約 20 万人と、全体の 77.2%を占めて最も多く、次いで粗暴犯、専有物離脱横領が多かった<sup>6</sup>。

1982 年は、暴走族が一番多かったと言われる時期である。万引き、オートバイ盗、自転車盗、専有物離脱横領の初発型非行で補導した少年の数は約 17 万人にも及ぶ。これは、刑法犯で補導した少年の 64.4%を占めている。昭和 59 年版警察白書〈図 3-5〉の通り、58 年の初発型非行で補導した少年のうち 14 歳以上の者の動機別状況を見ると、利欲による非行が 63.7%を占めて最も多い。遊び、好奇心、スリルによる非行を大幅に上回っている。しかしその内容を見ると、生活充当のような深刻な動機は極めて少なく、極単純な動機が大半を占めている。シンガーソングライターで有名な尾崎豊の「15 の夜」という楽曲の歌詞にも「盗んだバイクで走りだす」という印象的なフレーズがあるが、この曲がリリースされたのは 1983 年である。

この頃から犯罪少年と親との明確に不良な関係が指摘されるようになり、親子の断絶という言葉がよく使われるようになった。前田は、この時期の少年犯罪の対象年齢となる 60 年代後半に生まれた世代が団塊世代の二世であることを指摘している<sup>7</sup>。この時期の少年の年齢を、14～19 歳と仮定すると、1983 年から遡って 1969 年～1964 年に生まれたことになる。当時の平均出産年齢が大体 25 歳<sup>8</sup>であることから、さらに 25 年前に遡ると、1944 年～1949 年という戦時中～敗戦後にかけて彼らの母親が生まれたことが分かる。1947 年～1949 年は第一次ベビーブームに当たる。また、学校が荒れて犯罪が多発したこの時期は、少年たちの規範形成期が高度成長完了後

<sup>5</sup> 前田・前掲注(3)76 頁。

<sup>6</sup> 「昭和 59 年版警察白書」(警察庁)〈[昭和 59 年 警察白書 \(npa.go.jp\)](http://npa.go.jp)〉【2024 年 1 月 18 日閲覧】

<sup>7</sup> 前田・前掲注(3)96 頁。

<sup>8</sup> 「平均寿命及び平均出産年齢の変遷」(文部科学省)〈[文化審議会 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会 \(第 7 回\) 議事録・配付資料 \[資料 5\] - 文部科学省 \(mext.go.jp\)](http://www.mext.go.jp)〉【2024 年 1 月 19 日閲覧】

であり、第 1 波などに比較して圧倒的に貧困経験の乏しい世代であるといえる。しかし、経済的基盤の矛盾が少年の犯罪性向として現れたというよりも、高校進学率の増加などの影響もあり、中学校・高等学校の段階での不適応の少年の増加がみられ、さらに家庭の規範維持力の弱体化が進行した時期と言える。核家族化が進行し、「ニューファミリー」がもてはやされた時代であった。母親の社会進出に伴い、母親から見て学び、コミュニケーションをとる時間が減少したことが少年非行の増加につながったと考える。

#### ④ 平成 8 年(1996 年)以降の一時的増加

バブル経済の崩壊により社会経済が大きく変化していく中で、「親父狩り」と言われる路上強盗、「普通の子」が突然凶行に及ぶという凶悪犯罪が多発して社会的問題となったのがこの平成 8 年頃である。1997 年には少年法 2000 年改正の背景となった「神戸連続児童殺傷事件」が起きた。また、「栃木リンチ殺人事件」等、他にも様々な事件が検挙された。2000 年以降も、「バスジャック事件」、「長崎男児誘拐殺人事件」や「佐世保小 6 女児同級生殺害事件」等凶悪事件が多発した。

この時期には、校内暴力事件やいじめに起因する事件の増加、児童虐待等も特徴として挙げられる。守屋は、「今日的な現象の特色は、少年の非行の原因が本来少年を健全に育成するために最も身近な資源であるはずの家庭や学校との関わりの中で捉えられる場合が少なくない」と述べている<sup>9</sup>。インターネットを使えるようになったのが 1995 年からであり、普及し始めたのはちょうどこの頃であることは特徴的である。第 3 波でもいえることであるが、情報化社会への変化は少年犯罪に大きな影響を与える。59 年の平成天皇御成婚がテレビ時代の開幕を象徴するとされ、62 年にはテレビ受信契約が 1000 万台を突破している。そして、視聴率競争で放送内容が俗悪化し、子供に深刻な影響が生じだすのは 70 年代以降だと考えられる。親と過ごす時間が少なくなるのとは対照的に、親とコミュニケーションをとらなくなる子供は、テレビやインターネットを見て学び、それを模倣するようになる。そのため、テレビやインターネットで俗悪的な内容を発信すれば、子供はそれが悪いことだとは気付くことができずに、「正しい基準」として認識してしまう。平成以降の少年たちは、インターネットやテレビに基づいた「正しさ」によって犯罪に手を染めるのではないかと考えた。

#### 4. 現在の犯罪傾向とその背景

平成の一時的増加時期からこれまで減少し続けた少年非行は、令和 3 年に戦後最小を記録したが、ついに令和 4 年にその減少の流れを途絶えさせた。最近の犯罪傾向と

---

<sup>9</sup> 守屋克彦『現代の非行と少年審判』(勁草書房、1998 年)19 頁。

して、これまでと同様窃盗や道路交通法違反が多いのは相変わらずだが、目立った特色といえるのは特殊詐欺、大麻取締法違反の増加である。また、刑法犯違反には値しないが深夜徘徊での補導が多く、不良行為少年の増加が特徴といえる<sup>2</sup>。少年鑑別所入所者の詐欺事犯類型は平成14年の約12～23倍である。オレオレ詐欺のような特殊詐欺は、令和3年12月末の時点で検挙・補導された少年は130人であり、前年同期比14人増加、そのうちの少年が占める割合は17.7%と、少年の関与が大きな問題となっている。

これら背景にある社会的要因としては、これまでのピーク時期とは大きく異なる家族形態と、インターネットの普及が大きくかかわっていると考える。日本の離婚率は今や3割以上であり、それに伴いひとり親世帯が増えている。また、物価の上昇もあって専業主婦の数も減り、共働き世帯も増加している。さらに、スマートフォンの普及率は高く、少年らにも大きな影響を与えている。現在の親世代が生まれたのが丁度インターネット環境の整備が飛躍的に進んだ頃ということも関係があると考えられる。令和5年版犯罪白書の「テレビ・インターネットの視聴・利用時間」のグラフ<sup>1</sup>より、テレビ視聴時間は減少しているのに対し、インターネットの利用時間は飛躍的に増加していることがわかる。

家族と過ごす時間が減っていくと同時に一人で過ごす時間が増える。さらに電子機器が身近にあるのであれば、インターネットを利用して時間を潰すようになるのは当然のことといえる。LINE、X(元Twitter)やInstagramで知らない人と簡単に連絡が取れるのが現代社会であり、そこで自分の写真や動画をアップロードして知らない人からの「いいね」やコメントで自己承認欲求を満たすこともある世の中である。家庭や学校に居場所がない子がSNSに逃げ場を作り、誤った知識を身に付けたり、犯罪に巻き込まれたりする。簡単にお金を稼ごうとして、気付かぬ間に詐欺の受け子として働かされる。SNSで家庭に居場所のない子が、自分と似たような子がたくさんいる歌舞伎町のような場所に集まるようになる。「トー横キッズ」という言葉をよく耳にするようになった。私も実際に見に行ったことがあるが、日本のスラムといってもいいのではないかと思うほど治安の悪い場所だった。今は市販の薬を大量に購入してオーバードーズをする人もいるニュースをよく目にするくらいだ。以上のことから、子どものいる世帯への給付金や、SNSでの何かしらの対策が必要だと考えるが、これらについては次の自説で検討していく。

## 5. 少年の犯罪傾向とその背景についての自説

ここでは現在の少年犯罪に対しての対策を自分なりに検討する。現在問題となっていることについては上記したとおりだが、子どものいる家庭に対する金銭的援助と、SNSでの対策が重要だと考える。

まず、子どものいる家庭に対する金銭的援助についてである。ひとり親世帯の増加を防ぐことは不可能だと考える。女性の社会進出が進んだ現代は、男性も女性も一人で幸

せになれるような時代である。昔のように男性は仕事、女性は家事のような役割分担もなく、自分のやりたいことをすることができる。そのため、女性が結婚するメリットというのが昔ほど多くない。金銭的充足ではなく精神的充足のために結婚する人が多いため、離婚したところで自分がまた働くことができる。結婚はしたくないが子どもは欲しいという人もいる。ひとり親世帯も今では珍しくない。そのため、この問題を解消するのは難しいと考えたため、働く時間を減らして子供と過ごす時間を確保するために金銭的援助をするのが一番効果的である。政府が給付金を出したり、企業が子どものいる家庭への保障制度を作成したりできたら一番良い。

次に SNS 対策であるが、年齢確認を全ての SNS で導入するのが良いのではないだろうか。最近では、身分証明書を使えばスマホ一つで簡単に本人確認ができるシステムがある。銀行アプリ、キャッシュレス決済やオンラインフリマなど様々な場面で使われている。これを X や Instagram で導入することは難しい話ではないはずだ。年齢確認を行うことで、未成年に悪影響な情報を見ることができないようにしたり、悪い言葉を入力できないようにしたりすべきだ。大人でさえメディアリテラシーがない人がいるのに、子どもは言わずもがなである。メディアリテラシーが未熟なうちは、フィルタリングを徹底するべきである。

## 6. まとめ

少年犯罪について各ピーク時期の傾向や背景にある社会問題を調べたが、様々な原因が分かった。いつの時代でも、窃盗が一番手軽にできる犯罪であることから一番認知件数は多いが、その理由もさまざまである。終戦で直接的に影響を受ける場合もあれば、ただ利欲が勝ったり、スリルを求めたりする場合もある。こうして見ると、団塊世代の影響は大きいといえる。家族との時間が減れば減るほど、子どもは自分を認めてくれる場所が少なくなってしまう。これから先世界中で IT 化が進んでいくが、人工知能を作り出した人間は、その利便性だけに目を向けなくてそれによって生じるデメリットや問題にも目を向け、リスクヘッジをしなければならない。子供たちにとってもインターネットはこれからもっと当たり前のものになっていく。インターネットにはフェイクニュースがたくさん流れているし、知らない人と連絡を取るのも簡単である。何が正しくて何が悪いのか、「正しい基準」を大人が教え、子どもを認めてあげることが大切である。